

三十四 特許法第百八十四条の十四（同法第百八十四条の二十第六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

三十五 実用新案法第四十八条の第四項に規定する国内処理の請求

三十六 実用新案法第四十八条の七第一項又は第二項の規定による図面の提出

三十七 特許法第四十条（意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による期間（特許法第七十三條第一項（意匠法第五十八條第一項並びに商標法第六十一条（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する期間を除く。）の延長又は意匠法第七十七條の四（商標法第七十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長の請求

三十八 特許法第五條第一項（実用新案法第二條の五第一項、意匠法第六十八條第一項並びに商標法第七十七條第一項及び同法附則第二十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による期間（特許法第三十九條第七項（同法第三十四條第七項（実用新案法第十一條第二項、意匠法第十五條第二項及び商標法第十三條第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、意匠法第九條第五項若しくは商標法第八條第四項の規定により、又は特許法第五十條若しくは商標法第十五條の二若しくは第十五條の三第一項若しくは同法附則第七條の規定により指定された期間に限る。）の延長の請求

三十九 特許法第百八條第三項、実用新案法第三十二條第三項、意匠法第四十三條第三項又は商標法第四十一條第二項（同法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十五條の八第三項の規定による期間の延長の請求

四十 特許法第五條第二項（意匠法第六十八條第一項並びに商標法第七十七條第一項及び同法附則第二十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による期日の変更の請求（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

四十一 商標権の存続期間の更新登録の申請

四十二 法第十五條第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の納付に際しての申出

四十三 第二十一條第一項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出

四十四 第七條の規定による届出（特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは商標法附則第三條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請又は拒絶査定等に対する審判の請求の出願人、申請者又は請求人の代理人に限る。次号において同じ。）の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出

四十五 特許法施行規則第九條の二第二項（実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による代理人（特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは商標法附則第三條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請又は拒絶査定等に対する審判の請求の出願人、申請者又は請求人の代理人に限る。次号において同じ。）の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出

四十六 特許法施行規則第九條の二第二項（実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことの届出

四十七 特許法第七十七條第二項若しくは第三項（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第七十三條第一項若しくは第二項（これらの規定在意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二條の二第一項若しくは第三項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第四十号まで及び第四十二号から前号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

四十八 第一号から第四十号まで、第四十二号から前号までに掲げる手続（第四十二号にあっては法第十五條第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出に係るものを、前号にあっては第四十二号に掲げる手続（法第十五條第一項の規定による特許料等の納付の申出に係るものに限る。）の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）をした者に対し、特許法第十八條の二第二項（法第四十一條第二項、実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三條の二第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

四十九 特許法第百八十六條第一項（実用新案法第五十五條第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三條第一項又は商標法第七十二條第一項の規定による法第三條第二項に規定するファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されている事項の証明の請求

五十 特許法第百八十六條第一項（実用新案法第五十五條第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三條第一項又は商標法第七十二條第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調整した部分に記録されている事項の証明の請求

五十一 特許法第百八十六條第一項（実用新案法第五十五條第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三條第一項又は商標法第七十二條第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求

五十二 法第十二條第一項の規定による請求をした者の使用に係る電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）を使用して行う閲覧の請求

五十三 法第十二條第二項の規定による書類の交付の請求

第十條の次に次の一条を加える。

（特定手続の入力事項等）

第十條の二 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を法第二條第一項の電子計算機（手続を令する者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。次項、第十一條、第十三條、第十五條第一項及び第十九條の二において同じ。）から入力してその特定手続を行わなければならない。